

1. 件名: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の組織改正に伴う保安規定変更認可申請に係る面談

2. 日時: 令和3年12月8日(水)10時00分～10時45分

3. 場所: 原子力規制庁10階南会議室※TV会議により実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

伊藤安全審査官、北條主任技術研究調査官、上野管理官補佐、

島村主任安全審査官、佐久間安全審査専門職

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全・核セキュリティ統括部 上級技術主席 他4名

原子力科学研究所 保安管理部 施設安全課 課長 他2名

核燃料サイクル工学研究所 保安管理部 施設安全課 マネージャー 他2名

大洗研究所 保安管理部 施設安全課 主査 他4名

青森研究開発センター 保安管理課 マネージャー 他1名

人形峠環境技術センター 安全管理課 課長 他1名

5. 要旨

(1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)から、令和3年11月30日付けで申請のあった原子炉施設等の保安規定変更認可申請(以下「本申請」という。)について、資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、以下のとおり、本申請に係る事実確認を行った。

- 11月12日の行政相談において、安全・核セキュリティ担当理事が別の業務を担当する場合でも、安全・核セキュリティ統括本部長として独立して判断できることを明確にするよう伝えたが、その検討結果について説明すること。
- 安全・核セキュリティ統括本部長から移管される人的資源を含む資源の確保に係る業務について、安全・核セキュリティ統括本部長と安全管理部長の役割分担について説明すること。
- 本申請の「4.2.4 記録の管理」において、文書及び記録管理要領を定める業務を安全・核セキュリティ統括本部長から安全管理部長に移管するとしているが、安全管理に係る業務のみが対象となるため、安全・核セキュリティ統括本部長に移管すべきではないのか。
- 原子力科学研究所の組織改正において、関係法令の遵守、施設の保安活動及び品質マネジメント活動に関する業務を一部署で一貫して実施する体制に変更することだが、原子力機構の他の拠点組織においても同様の組織体制となっている

のか。

(3)原子力機構から、以下のとおり事実確認に対する回答があった。

- 安全・核セキュリティ担当理事が他業務を兼務する場合でも、職務が遂行されることを明確にするため、本申請の安全・核セキュリティ統括本部長の職務内容に、同本部長はその職務を誠実に遂行することを記載した。
- 安全・核セキュリティ統括部長から移管される人的資源を含む資源の確保の役割分担については、安全・核セキュリティ統括本部長が同本部に係る資源の確保を、安全管理部長が同部に係る資源の確保を担うこととなる。
- 核セキュリティや保障措置に係る文書及び記録管理要領を定める業務については、核セキュリティ管理部長に移管するため、保安規定においては、安全管理部長への移管で問題ないと考えている。
- 原子力機構の各施設において、基本的には、関係法令の遵守、施設の保安活動及び品質マネジメント活動に関する業務を一部署で実施する体制としている。

(4)原子力規制庁からは、本日の説明を踏まえ、引き続き審査を行う旨を伝えた。

## 6. 提出資料

- ・資料 1-1 安全・核セキュリティ統括部等の組織体制変更に係る保安規定変更認可申請について
- ・資料 1-2 組織改正に関する保安規定変更認可申請一覧